

会 議 録

1 会議の名称	議会運営委員会
2 日 時	令和 3年 9月13日 (月) 午前 9時30分 開会 午前 9時39分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (8人)	中山真由美 小沼 富夫 大垣 真一
	橋田 夏枝 宮脇 俊彦 冨田 巖
	館 大樹 八島 満雄 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委員外議員	土山由美子 越水 崇史 山田 昌紀
7 説 明 員 (4人)	副市長 (宍戸 晴一)
	総務部長 (吉川 武士)
	総務部参事(兼)文書法制課長 (三河 秀行)
	文書法制課主幹 (兼) 文書法制係長 (天春 祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 係長
10 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 1 追加議案等の提出について

午前 9 時 3 0 分 開会

○委員長【中山真由美議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いします。

○議長【八島満雄議員】 おはようございます。6月、10月は内外ともに忙しくなっております。本定例会も決算審査重要な課題を抱えておりますので、体調管理の上よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長【中山真由美議員】 それでは、副市長に御出席いただいておりますので御挨拶及び執行者側の説明をお願いいたします。

○副市長【穴戸晴一】 おはようございます。大変お忙しいところ恐れ入ります。本議会9月定例会の当初に提出いたしました11議案のうち、4議案につきまして、8月30日及び9月6日の本会議において御審議の上、いずれも原案どおり可決いただきまして、誠にありがとうございました。本日は、9月定例会に追加提出させていただく議案5件につきまして、順次ご説明させていただきます。

まず、議案書の1ページを御覧ください。

○議案第57号 伊勢原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、地方税法第423条第1項の規定により、市町村に設置する執行機関でございます。

委員につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、「当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する」こととされており、その定数は、伊勢原市税条例第74条の規定により3人で、また、その任期は、地方税法第423条第6項の規定により、3年とされております。

今回、平成24年10月から御活躍をいただいております酒井正直委員の任期が、令和3年9月30日をもって満了となりますが、引き続き、酒井氏を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいので、追加議案として提出させていただきます。

酒井氏につきましては、司法書士・行政書士であり、固定資産、不動産登記や地方税法等に関する識見を有していること、平成27年度における審査申出事案の審理において、委員長として審議の論点整理を行うなど、その職責の遂行に努められたこと、また、これまでの同委員会における豊富な経験により、委員としての職務に精通されておりますことから、引き続き、固定資産評価審査委員会委員として御活躍を期待しております。

なお、酒井氏の略歴につきましては、議案書に参考資料として記載してあるとおりでございます。

続きまして、議案書の3ページを御覧ください。

- 議案第58号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第59号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第60号 人事擁護委員候補者の推薦について

議案第58号から議案第60号までの人事擁護委員候補者の推薦についての3件につきまして、一括して御説明申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第2条の規定により「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする」とされています。

委員につきましては、同法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦した候補者のうちから法務大臣が委嘱することとされており、本市域の定数は6人で、また、その任期は、同法第9条の規定により、3年とされております。

この6人の委員のうち、平成19年1月から御活躍をいただいております杉山保代委員、平成31年1月から御活躍をいただいております畠中智恵子委員、内海正志委員の3人の任期が、令和3年12月31日をもって満了となりますが、引き続き、委員候補者として推薦いたしたいので、追加議案として提出させていただくものです。

杉山氏につきましては、広く社会の実情に通じ、人格識見高く、人権に対し深い理解があるとともに、これまで務められた人権擁護委員としての15年間の実績などから、畠中氏につきましては、学校現場における経験が豊富であり、人格識見高く、人権に対する深い理解があるとともに、これまで務められた人権擁護委員としての3年間の実績などから、内海氏につきましては、民間企業における経験が豊富であり、人格識見高く、国際感覚や人権に対する深い理解があるとともに、これまで務められた人権擁護委員としての3年間の実績などから、引き続き、人権擁護委員として御活躍を期待しております。

なお、3名の略歴につきましては、議案書に参考資料として記載してあるとおりでございます。

次に議案書の9ページを御覧ください。

- 議案第61号 伊勢原市教育委員会委員の任命について

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する」こととされており、その人数は、同法第3条の規定により4人で、また、その任期は、同法第5条第1項の規定により、4年とされております。

今回、平成25年10月から御活躍をいただいております永井武義委員の任期が、令和3年9月30日をもって満了となることから、新たに福田雅宏氏を教育委員会委員として任命いたしたいので、追加議案として提出させていただくものです。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定により、委員のうちに保護者である者が含まれる必要があり、福田氏はその保護者に当たります。福田氏は、これまで小中学校のPTA会長や伊勢原市PTA連絡協議会の会長を歴任され、本市の教育分野で大きく貢献されています。また、伊勢原市男女共同参画推進委員会でも委員を務めていただくなど、市政運営でも御尽力いただいております。

なお、福田氏の略歴につきましては、議案書に参考資料として記載してあるとおりでございます。

以上で、本議会9月定例会に追加提出いたします、議案5件についての説明を終了させていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【中山真由美議員】　ただいま副市長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いします。（「ありません」の声あり）

次に、議案の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。

○議会事務局長【柴田康鑑】　正副委員長と協議の上、議案の付託表の案を配付してありますので、御覧ください。先ほど、執行者側から説明のありました市長提出議案第57号から第61号までの5議案につきましては、付託省略するものでございます。以上でございます。

○委員長【中山真由美議員】　それでは、お諮りいたします。議案の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【中山真由美議員】　御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。なお、議案第57号から第61号の審議日程につきましては、14日の本会議の総括質疑終了後に、提案説明、質疑、討論、採決を行います。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前9時39分　閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和3年9月13日

議会運営委員会

委員長 中山 真由美